

広報

あさくら

【お知らせ版】



2018
平成30年
8月15日号

No.297



とったよ〜!

あまぎ水の文化村 ウォーターフェスティバル 2018

7月28日、あまぎ水の文化村で「ウォーターフェスティバル2018」が開催されました。「水」を使ったアクティビティや魚のつかみ取り、ビアガーデンなど大人も子どもも楽しめるイベントが盛りだくさんの一日。フィナーレには、夜空に大きな花火が打ち上げられました。約6千人の人が来場し、夏を満喫しました。

あさくら、夢“実現サポート”（創業支援）
事業の申請受付開始
商工観光課

市民が市内でスムーズに創業できる環境をつくるために、創業にかかる費用や家賃（店舗）の一部補助を行います。
■対象：「特定創業支援事業（あさくら創業塾）」を受け、市内で創業する者のほか一定の要件を満たす人

※今年度の「あさくら創業塾」は、10月27日（土）・28日（日）および平成31年2月ごろ開催予定です。申し込みは朝倉商工会議所（☎22-3835）まで。

■補助費用：次の①②のうちいずれか
①創業費用補助

※市民とUIJターナー者が対象

②家賃補助（1年間）

■補助率・補助上限額：下表参照

■補助対象事業：「補助事業の実施期間内に創業に至る事業」や「3年以上実施する事業（計画書提出）」、「市指定の補助対象外業種でないもの」など

■申込締切：9月28日（金）期限厳守

■申込先：市商工観光課（朝倉支所1階）

※詳しくはお問い合わせください。

問 市商工観光課（☎28-7862）

【補助率・補助上限額】

①創業費用補助

条件	補助率	補助上限額
(1) 市内での創業	1/2	50万円
(2) 上記の者で、代表者が市外からの転入者（※）	1/2	75万円
(3) (2)の者で、親または祖父母が市内在住の者	1/2	100万円

※朝倉市外に4年以上住んでいた人で、申込み年度またはその前年度に転入した人

②家賃補助（店舗）

条件	補助率	補助上限額
市内での創業	1/2	月5万円

Jアラート全国一斉情報伝達訓練

防災交通課

Jアラートは、地震・津波、武力攻撃などの緊急時に、瞬時に情報を伝達するシステムです。

当日は、同報系防災行政無線と有線放送などで自動放送（テスト放送）

が行われます（有事の際、中止の場合あり）。

■日時：8月29日（水）11時～

問 市防災交通課（☎28-7554）

あさ暮らし住宅リフォーム補助

都市計画課

住宅リフォーム費用の一部を市が補助

市内居住者「3世代世帯（注1）のみ」または市内居住予定者が行う住宅のリフォーム費用の一部を市が補助します。

（注1）申請者の直系親族3世代の人が朝倉市の住民である世帯

■補助対象：次の要件をすべて満たすもの

- ・個人住宅または併用住宅であること
- ・住宅リフォームに要する費用が10万円以上であること
- ・補助金交付決定前に住宅リフォームに着工しないこと
- ・市内業者が施工するものであること

・以前に「あさ暮らし住宅リフォーム補助金」を受けたことがないこと

■補助金額：①《市内居住者（3世代世帯のみ）》補助対象経費の10割

②《転入世帯》転入者1人の場合は15割（1人増えるごとに5割加算あり）

※①②ともに上限30万円。

■申請先：市都市計画課（本庁2階）

※補助対象、対象住宅については、ほかにも条件があります。詳しくは、ホームページを確認するかお問い合わせください。

問 市都市計画課計画管理係（☎22-11115）